

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令167条の6第1項（昭和22年政令第16号）及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。また、当該案件は開札及び落札候補者決定後に候補者について資格の有無を審査する事後審査方式とします。

2026年（令和8年）5月14日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務名

アイゴ捕獲（駆除）・駆除対策等調査業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 入札参加資格要件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 代表者又は役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に該当しない者であること。
- (7) 福山市内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (8) 2025年度（令和7年度）・2026年度（令和8年度）福山市入札参加資格（測量、建設コンサルタント等業務）を有する者であること。
- (9) 2021年度（令和3年度）以降、地方公共団体に対し、藻場の保全・再生に係る業務（食害種（アイゴやウニ類等）の捕獲（駆除）を伴うものに限る。）を実施した実績があること。

## 5 入札の手続等

### (1) 開札までの日程

入札公告	2026 年（令和 8 年）5 月 14 日（木）
入札書受付期間	2026 年（令和 8 年）5 月 14 日（木）から 同年 5 月 27 日（水）まで
質問書提出期限期間	2026 年（令和 8 年）5 月 18 日（月）17 時まで
質問書に対する 回答期限及び方法	2026 年（令和 8 年）5 月 19 日（火）まで 福山市ホームページ（担当課ページ）に掲載
開札日時及び場所	2026 年（令和 8 年）5 月 28 日（木）9 時 福山市役所本庁舎 8 階多目的室 2（福山市東桜町 3 番 5 号）

### (2) 担当課（質問書提出先）

福山市経済環境局経済部農林水産課

広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電話：084-928-1032

E-mail：nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

担当課ページ：https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/norinsuisan/

### (3) 入札方式及び入札書の提出方法

福山市ホームページ（担当課ページ）に掲載する「郵便等入札の手引」に基づき、郵便等で実施する。

### (4) 入札書について

入札書は所定の様式（様式 A）を使用する。

### (5) 質問について

質問事項がある場合は、質問書（様式 6）を添付（ファイル形式 Microsoft Excel）し、担当課のメールアドレス宛に電子メールにて提出する。

### (6) 開札の立会いについて

代表者でない場合、委任状（様式 B）を提出する。

### (7) 資格要件確認書類の提出方法

担当課から落札候補者に資格要件確認書類の提出を依頼しますので、落札候補者は、開札日の翌日（市の休日を除く）の 17 時までに次の書類を担当課に提出すること。なお、資格審査の結果、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、その者に必要な手続きを別途案内する。

資格要件確認書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・資格要件確認書類提出書（様式 1）</li><li>・誓約書（様式 2）</li><li>・業務実績報告書（様式 3）</li></ul> ※「委任状」（様式 4）及び「使用印鑑届」（様式 5）は、必要とする場合のみ提出すること。
----------	--

## 6 その他

- ・福山市が定める入札条件に従うこと。
- ・入札保証金、入札違約金、無効入札その他必要な事項については、福山市ホームページ（担当課ページ）に掲載する入札条件に定めるものとする。

《 入 札 条 件 》

【 アイゴ捕獲(駆除)・駆除対策等調査業務 】

(1)入札方式及び入札書の提出方法について	別紙「郵便等入札の手引」に基づき、郵便等で実施する。
(2)入札保証金	免 除
(3)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(4)契約保証金	免 除
(5)落札者の決定方法	<p>地方自治法第234条第3項(競争入札)により決定する。</p> <p>開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。</p>
(6)契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ないものとして市長が認める場合はこの限りではない。
(7)特記事項	<p>・公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <p>・入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果、</p> <p>ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。</p> <p>イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>

公正な入札の確保等